

町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年(2017 年)2 月 24 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

町田市高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年3月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の」を削り、「サービス等」を「サービス」に改め、「町田市高齢者在宅サービスセンター」の次に「（以下「サービスセンター」という。）」を加える。

第2条中「町田市高齢者在宅サービスセンター」を「サービスセンター」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「町田市高齢者在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）」を「サービスセンター」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (2) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (3) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (4) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (5) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の2を第8条とする。

第10条を次のように改める。

（利用対象者）

第10条 第3条各号に掲げる事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 第3条第1号から第3号までに掲げる事業 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者
- (2) 第3条第4号に掲げる事業 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者
- (3) 第3条第5号に掲げる事業 法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

第11条第1項中「第3条に規定する事業を利用した者（以下「利用者」という。）」を「第3条各号に掲げる事業を利用する者」に、「同条に規定する」を「当該」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第1号中「通所介護」を「第3条第1号に掲げる事業」に、「の規定に基づき」を「に規定する」に改め、同項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 第3条第2号及び第3号に掲げる事業 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(3) 第3条第4号に掲げる事業 法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(4) 第3条第5号に掲げる事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額の範囲内で市長が別に定める額

第12条及び第13条を削る。

第14条中「利用者は、」及び「（以下「施設等」という。）」を削り、「与えたとき」を「与えた者」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日までの間、改正後の第3条第5号中「第1号通所事業」とあるのは「第1号通所事業及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、改正後の第10条第3号中「第115条の45第1項第1号」とあ

るのは「第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業にあつては同号」と、「居宅要支援被保険者等」とあるのは「居宅要支援被保険者等、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護にあつては居宅要支援被保険者」と、改正後の第11条第2項第4号中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法」とあるのは「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業にあつては旧法」と、「算定した額」とあるのは「算定した額の範囲内で市長が別に定める額、旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護にあつては当該厚生労働大臣が定める基準により算定した額」とする。

町田市高齢者在宅サービスセンター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 介護を要する在宅の高齢者等を通所させ、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスを提供することにより、その者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、町田市高齢者在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 サービスセンターの名称及び位置は、別表に掲げるとおとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 サービスセンターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第8条第7項に規定する通所介護</p> <p>(2) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護</p> <p>(3) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護</p> <p>(4) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>(5) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市内</u>の介護を要する在宅の高齢者等を通所させ、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービス等を提供することにより、その者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、町田市高齢者在宅サービスセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>町田市高齢者在宅サービスセンター</u>の名称及び位置は、別表に掲げるとおとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 <u>町田市高齢者在宅サービスセンター</u>（以下「サービスセンター」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 法第8条第1項の居宅サービス事業のうち通所介護（以下単に「通所介護」という。）</p> <p>(2) 法第8条の2第1項の介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護（以下単に「介護予防通所介護」という。）</p> <p>(3) 法第115条の44第1項第1号に規定する地域支援事業のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 通所型介護予防事業</p> <p>イ 介護予防普及啓発事業</p> <p>ウ 地域介護予防活動支援事業</p> <p>(4) 趣味、教養、創作その他の生きがい活動支援事業（以下「特定疾病非該当者支援通所事業」という。）</p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第7条の2 略</p>

町田市高齢者在宅サービスセンター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(休業日及び開館時間)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p><u>(利用対象者)</u></p> <p><u>第10条 第3条各号に掲げる事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1号から第3号までに掲げる事業 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者</u></p> <p><u>(2) 第3条第4号に掲げる事業 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者</u></p> <p><u>(3) 第3条第5号に掲げる事業 法第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等</u></p>	<p>(休業日及び開館時間)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p><u>(利用対象者等)</u></p> <p><u>第9条 サービスセンターを利用できる者及び利用できる事業は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 法に基づく要介護認定を受けた者(以下「要介護認定者」という。) 通所介護</u></p> <p><u>(2) 法に基づく要支援認定を受けた者(以下「要支援認定者」という。) 介護予防通所介護</u></p> <p><u>(3) 市内に住所を有する65歳以上の者で、要介護認定者若しくは要支援認定者でないもの又は要介護状態若しくは要介護状態となるおそれがある状態になることを予防できるもの 通所型介護予防事業</u></p> <p><u>(4) 市内に住所を有する65歳以上の者 介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業</u></p> <p><u>(5) 市内に住所を有する60歳から64歳までの者で、法に基づく要介護認定又は要支援認定の要件に該当しないものであって、在宅でねたきり、虚弱若しくは認知症の状態にあるもの又はこれらに準ずる状態にあるもの 特定疾病非該当者支援通所事業</u></p> <p><u>(利用の手続等)</u></p> <p><u>第10条 通所型介護予防事業及び特定疾病非該当者支援通所事業を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の利用の承認をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 常時医学的な管理下に置かなければならないとき。</u></p>

町田市高齢者在宅サービスセンター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第11条 <u>第3条各号に掲げる事業を利用する者は、指定管理者に当該事業の利用に係る利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1号に掲げる事業 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(2) <u>第3条第2号及び第3号に掲げる事業 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(3) <u>第3条第4号に掲げる事業 法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(4) <u>第3条第5号に掲げる事業 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正前の法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した額の範囲内で市長が別に定める額</u></p> <p>3 略</p>	<p><u>(2) 伝染性疾患を有するとき又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある精神性疾患を有するとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 <u>第3条に規定する事業を利用した者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に同条に規定する事業の利用に係る利用料金を納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。</u></p> <p>(1) <u>通所介護 法第41条第4項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(2) <u>介護予防通所介護 法第53条第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額</u></p> <p>(3) <u>通所型介護予防事業 前号に規定する額の100分の10に相当する額及び食事に係る経費の額の合計額</u></p> <p>(4) <u>特定疾病非該当者支援通所事業 第1号に規定する額の100分の10に相当する額及び食事に係る経費の額の合計額</u></p> <p>3 略</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第12条 <u>指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、通所型介護予防事業及び特定疾病非該当者支援通所事業に係る利用料金を</u></p>

町田市高齢者在宅サービスセンター条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(損害賠償)</p> <p><u>第12条</u> サービスセンターの施設及び附属設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p><u>減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(利用承認の取消し等)</u></p> <p><u>第13条</u> 指定管理者は、通所型介護予防事業又は特定疾病非該当者支援通所事業を利用している者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第10条第1項に規定する利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 第10条第2項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(2) この条例に違反し、又は市長の指示に従わないとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。</u></p> <p><u>(4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> 利用者は、サービスセンターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 略</p>